仙台藩の家臣墓

研究の課題

人間の死に際して遺体を埋葬して墓を設けることは古くから行われて、僧侶および各地の豪族層によいて供養塔として石造塔を造立すの歴史を有している。日本列島において供養塔として石造塔を造立することは平安時代末期に始まり、鎌倉時代以降に普遍化している。鎌ることは平安時代末期に始まり、鎌倉時代以降に普遍化している。鎌人間の死に際して遺体を埋葬して墓を設けることは古くから行われて、僧侶および各地の豪族層によって造立されている。

り、これに次いで宝篋印塔も造立されている。層は一族墓所に墓石として石造塔を造立している。多くは五輪塔であ層は一族墓所に墓石として石造塔を造立している。多くは五輪塔であり、これに次いで宝篋印塔も造立されている。

地を知行した大名家は特定の墓地を造営するようになった。基本的に関ヶ原の戦いの後に安定した社会となった江戸時代には、本邦の各

池上悟

の奥の院にも墓地を営んでいる。はそれぞれの領地と江戸の菩提寺、さらには弥勒浄土とされた高野山

本邦各地に遺る大名墓は、封建社会を顕示する歴史的記念物として、

大名の家格の違いは、個別に様々な様相を示すところであり、興味深は、国の史跡として保護されている。江戸と地方、親藩、譜代と外様旧大名家のみでは維持・保全が困難となった三○箇所ほどの大名墓所

ていない。

「こともあったが、大名墓のみの実態把握に留まり、多くは大名墓を最こともあったが、大名墓のみの実態把握に留まり、多くは大名墓を最い実態を示している。

須であり、歴史的資料として調査し実態把握を果たす必要がある。こ墓石もまた歴史的記念物として認識されるときに、総体的把握が必

四 五

置などから総合的に検討しており、階層性も明確化している。 筆頭とする家臣団の墓石造立の様相を、墓石型式、墓地内における配松前藩における近世墓石の悉皆調査が注目されるものであり、藩主を松前藩における近世墓石の悉皆調査が注目されるものであり、藩主を

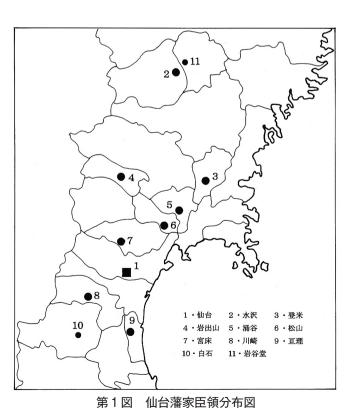
藩主と家老家の墓石の様相比較の実践的研究として、鳥取藩池田家の家老墓の様相を検討した。鳥取藩のの野態の墓石を造立するものの、鳥取城下の各寺院境内墓地に造立された家臣墓は家老墓を含めて藩主墓石を規範とした墓石型式に統一されている実態を把握することがでいる。

とするものである。
石の様相を検討して、近世墓研究の基礎的資料を提供することを目的不の様相を検討して、近世墓研究の基礎的資料を提供することを目的本稿は、藩別墓石の総体把握の一環として、仙台藩の有力家臣家墓

一 仙台藩伊達一門の墓所

至った。
至った。
至った。
を奥・出羽の地を平定して広大な支配地を有するに
で領土を拡張し、陸奥・出羽の地を平定して広大な支配地を有するに
家督を継いだ後に佐竹氏、蘆名氏、相馬氏などの周囲の敵対勢力と戦っ
家督を継いだ後に佐竹氏、蘆名氏、相馬氏などの周囲の敵対勢力と戦っ

しかし天正十八(一五九〇)年には、小田原北条氏征伐の対応によ



十二万石の基礎を築いた。原の戦いには徳川家康に組して上杉氏と戦って戦功をあげ、仙台藩六り、豊臣秀吉の処分をうけ領地の一部を没収されている。その後の関ケ

領地を治め、仙台に屋敷を与えられた。格に応じて知行地を与えられて藩内の城・要害・館などに住まいして家、準一家、一族、宿老、着座、太刀上、召出の家格に区分され、家家、での一万人を数えた仙台藩の家臣のうち、上級藩士は一門、一

与える影響は強いものがあった。 係わらず、 家からなる。 門は戦国時代に伊達氏に服属して家臣となった家と、 藩主の名代として形式的な任務に従事したが、 門の者は藩の役職につくことはなく藩内の治世に直接 伊達氏の分 藩の治世に

伊達家·二千石、 六家が一万石以上の知行地を有した。 宮床伊達家・八千十七石、岩出山伊達家一万四千六百四十三石、 万二千六百四十石、登米伊達家・二万石、岩屋堂伊達家・五千十五石 四千三百五十三石、 門十一家は、 真坂白河家・千四十三石、 角田石川家・二万千三百八十石、 水沢伊達家・一万六千百三十五石、 三沢家・三千石であり 亘理伊達家・二万 涌谷伊達家二 川崎

瑞鳳殿である 寛永十三(一六三六)年に没した仙台藩初代の伊達政宗の墓所は、 瀬川を挟んで仙台城本丸と対峙する経ケ峰に設けられた霊屋としての 藩主伊達宗家の墓所は、藩内最上の品格を保って造営されている。 広

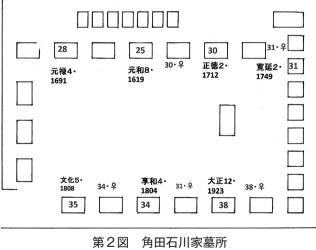
政宗、 寺派の瑞鳳寺が建立されている。三代にわたる御霊屋は戦災により焼 であり、 設けられている。これらの霊屋に隣接して、 な副葬品が明らかになっている 瑞鳳殿は本殿、 忠宗、 現存の施設は戦後に再建されたものである。 隣接して二代忠宗の感仙殿、三代綱宗の善応殿などの施設も 綱宗三代の墓は発掘調査されており、 拝殿、 唐門、 御供所、 涅槃門により構成された霊屋 菩提寺である臨済宗妙心 再建に伴って伊達 埋葬の実際と豊富

> につづく大年寺山の無尽燈廟に大規模な墓石を造立している。 四代綱村以降の墓は霊屋造営ではなく墓石を造立しており、 経ケ峰

1 【角田石川家墓所墓所】

宗の四男として生まれた小二郎が、 の養嗣子となって晴光の娘を娶り親宗と改称し、永禄十一(一五六八) 仙台藩 一門の主席を占めた角田石川家は、 磐城国石川郡三芦城主・石川晴光 伊達政宗の祖父である晴

年に家督を継ぎ石川



軍義昭に拝謁して叙

して、足利十五代将

親宗はその後上洛

る。

なったのを初代とす 家二十五代当主と

ている。 任され昭光に改称. 昭光は、 秀

吉の小田原征伐に伴

仕え、文禄の役にも れた後は伊達宗家に う奥州仕置で改易さ

四七

参陣して慶長年中に

仙台藩の家臣墓

位である一門の首席として、代を重ねて二万一千石を領するに至った。三歳で没し、七名が殉死している。角田石川家は、伊達家家臣の最高は伊具郡角田一万二千石の領主となり、元和八(一六二二)年に七十

地に移された。 地に移された。 地に移された。 地に移された。 東寺墓地に造営されている。長泉寺は、永享八(一四三六)年に三芦
泉寺墓地に造営されている。長泉寺は、永享八(一四三六)年に三芦
城主・石川持光を開基として現・福島県石川町に創建され、その後石

昭光墓の背後には殉死者の墓石七基も配置されている。
まり、角田石川家墓所は丘陵斜面を造成して設けられ「石川家中之廟」とされる。墓地は三○坪ほどの平坦地を区画して造営されており、周囲に柵を設けて再配置され、南に設けた階段の脇に説明板が設けられ囲に柵を設けて再配置され、南に設けた階段の脇に説明板が設けられまり、周の光墓の背後には殉死者の墓石七基も配置されている。

は当初の墓石とは考えられず、後代の再建塔と思える。著しく遺存状態は劣悪である。没年を勘案すると、塔身が縦長の形態二十五代当主である石川昭光の墓石は、唯一宝篋印塔であるが、風化元和八(一六二二)年に七十三歳で没した角田石川家初代・石川家

年に生まれた。墓石は、花崗岩を使用した二段の基礎の上に造立されきる。二十八代宗弘は、二十七代宗敬の子として寛永七(一六三一)この墓所には、二十五代昭光の左には二十八代宗弘の墓石を確認で

認できる法名は「自徳院殿白峰圓明大居士」であり、元禄四(一六九た総高七尺規模の円頂方形墓標であり、以後の基本となっている。確

一)年に六十二歳で没した。

二(一七○五)年に没した実母の墓石も確認できる。
ス会を確認できる。三十代村弘関連では、並置する夫人の墓石、宝永江戸の藩邸にて二十八歳で没した。墓石は二段の基礎の上に造立された総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「大虚院殿廓山幻然大居士」のた総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「大虚院殿廓山幻然大居士」のた総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「大虚院殿廓山幻然大居士」の次いで、三十代村弘の墓石が配置されている。村弘は貞享二(一六次いで、三十代村弘の墓石が配置されている。村弘は貞享二(一六次いで、三十代村弘の墓石が配置されている。村弘は貞享二(一六次の書石を確認できる。

実母、夫人、側室、子女など五名の墓石を確認することができる。明院殿秀山直賢大居士」の法名を確認できる。三十一代村満関連では、の上に造立された花崗岩製の総高七尺規模の円頂方形墓標であり、「徳まれ、寛延二(一七四九)年に四十五歳で没した。墓石は二段の基礎三十一代村満は三十代村弘の長男として宝永二(一七○五)年に生

関連では、夫人と子女の墓石二基を確認できる。三十四代村任は、三十三代村文の長男として明和五(一七六九)年に生まれ、享和四(一八〇四)年に三十七歳で没している。墓石は二段の基礎の上に造立された花崗岩製の総高七尺規模の円頂方柱墓標で段の基礎の上に造立された花崗岩製の総高七尺規模の円頂方柱墓標で

て生まれ、文化元(一八〇四)年に十六歳で没し、後は弟の宗光が三三十五代光尚は、寛政元(一七八九)年に三十四代村任の次男とし

第3図

角田石川家墓所

頂方形墓標、三十四代村任と三 二十八代宗弘と三十代村弘の円 型式は二十五代昭光の宝篋印塔 できる歴代当主墓であり、墓石 士」の法名を確認できる。 であり、 の総高七尺規模の円頂方柱墓標 以上が角田石川家墓所に確認 「旭照院殿青山實英大居

2【亘理伊達家墓所】

理伊達家は、 実元を家祖とし、その子の成実が慶長七(一六〇三)年に亘理郡亘理 城主となり、 亘理伊達家は、伊達政宗の曽祖父である伊達家十四代当主稙宗の子 家中最大の二万四千石余を領したのが始まりである。 仙台藩一門第二席の位置を占める。 百

見の伊達屋敷に滞在したが故あって出奔し、関ヶ原の戦いの後に帰参 て生まれ、 亘 理伊達家初代成実は、永禄十一(一五六八)年に実元の嫡男とし 伊達領南方の鎮撫に活躍した。文禄の役に従軍した後に伏

仙台藩の家臣墓

寺に埋葬された。大雄寺は、以後代々の墓所として造営されている。 して亘理を統治した。正保三(一六四六)年に七十九歳で没し、大雄 亘理伊達家の菩提寺である亘理郡亘理町の大雄寺は、慶長九年に信

基礎の上に造立された花崗岩製

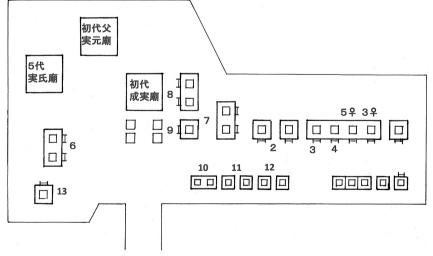
十六代を襲った。墓石は二段の

夫郡小倉村

福島市)にあっ

(現

た伊達実元の菩



遷を確認することができる。 十五代光尚の円頂方柱墓標の変

第4図 亘理伊達家墓所

であり、

当初雄

のが後に大雄寺

山寺であったも

に改称されてい

現在地に移した 提寺の陽林寺を

のが始まりとさ

れる曹洞宗寺院

る。

い る₆ 要が記載されて の伊達家墓所は、 面配置を含む概 『亘理町史』に平 大雄寺境内中

四九

所であり、墓所西側に三基の御霊屋、東側に墓石が並列されている。造成して設けられている。南北長約三十m、東西幅五~八m規模の墓亘理伊達家の墓所は、大雄寺境内の背後を区切る尾根の東側斜面を

前方には両脇に四基の関連墓石が配置されている。保護されている。法名は「雄山院殿久山天昌大居士」である。霊屋の形造で、内部には位牌と木像が安置され、宮城県文化財に指定されてされており、墓地階段の正面に配置されている。霊屋は一間四方の宝正保三(一六四六)年に没した初代成実の墓所は御霊屋として造営

受した。法名は「祥雲院殿連峰義天大居士」である。年の四代基実の逝去の跡を襲い、享保二(一七一七)年に六十四歳で 宗敏の次男として生まれた。政宗の曾孫にあたり、天和二(一六八二)宗敏の次男として生まれた。政宗の曾孫にあたり、天和二(一六八二) 三理伊達家墓所には三棟の霊屋が現存している。初代成実の霊屋の 三理伊達家墓所には三棟の霊屋が現存している。初代成実の霊屋の

「独照院殿雄山豪英大居士」である。「独照院殿雄山豪英大居士」である。二百五十回忌にあたる享保七(一七二二)年に建立された。 生まれ、天正十五(一五八七)年に没している。実元は政宗の父である晴宗の弟であり、一門の長老として政宗の治世を左治した。法名は「独照院殿雄山豪英大居士」である。

二代宗美は伊達政宗の九男であり、正保三(一六四六)年に初代成

年に五十三歳で没して大雄寺に埋葬された。綱の娘月川院であり、三代宗成をもうけている。寛文五(一六六五)美の隠居に伴って家督を相続した。正室は仙台藩客分であった白河美

巡らされていたものと思える。に基壇上の縁石上部には枘穴が開けられており、本来は石製の玉垣がと並置して造営されている。二代夫妻の墓石は宝篋印塔である。ともと代宗美の墓は初代の御霊屋の東側に、独立した基壇上に正室の墓

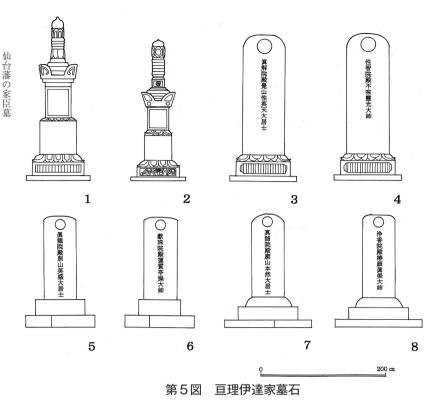
院殿徹山利通大禅定門」の法名と没年が刻まれている。
を刻む笠と、高さ二尺三寸の相輪で構成されている。塔身には「圓照一尺七寸の塔身、下二段・上四段の段級を造作した隅飾り内に蕨手文上部に反花を表した基壇、上部に反花を表した高さ二尺の基礎、高さ二代宗美の宝篋印塔1は、総高二五八㎝(八尺六寸)規模であり、

篋印塔の形態と、法名の大姉号に表されている。
室九年は当主没年に遅れること十六年であり、この年代の差異が、宝一華二葉の蓮華文を表す点と、相輪の形態を異にしている。没年の延る。基本的に二代宗美の宝篋印塔と同様の構成であるが、基壇側面に二代室の墓石2は、総高二二二四(七尺四寸)規模の宝篋印塔であ二代室の車位

側面の造作、笠・相輪の造作に若干の変容を示している。三代は寛文籠が配置されている。四基ともに二代室宝篋印塔と同巧であり、基壇実氏室、三代宗成室の四基の宝篋印塔が造立され、墓前には両脇に燈二代夫妻の右手には連接した基壇上に、三代宗成、四代基実、五代

山紹堅大居士」である。 士」、四代は天和二(一六八二)年に二十歳で没し法名は「大龍院殿固士」、四代は天和二(一六八二)年に二十歳で没し法名は「奚仲院殿輪山了機大居

六代村成の墓は墓所内に立地を代えて、五代実氏御霊屋の手前に夫



名は る。 子を造作した基礎の上に、幅七〇㎝ 幅九〇cm 円頂方柱型の墓標であり、 氏の長男として生まれ、享保十一(一七二六)年に四十一歳で没して 方形墓標を採用している。 う基礎の造作は、先行する三代~五代墓としての宝篋印塔の基礎の形 の下に 五寸)の本体を造立している。 いる。正室は、 **妻墓として並置している。また墓石型式は、宝篋印塔から遷して円頂** 六代室は村成の没年の翌年に没しており、墓4は同規模の同巧であ 六代村成の**墓3**は幅五m、奥行き三mほどの基壇の上の造立された 同時に企画された点は、 「性智院殿不昧雲光大姉」である。二基に認められる反花座を伴 「真解院殿覺山性天大居士」の法名と没年月日を表している。 (三尺) の上部に四個の蓮弁からなる反花座、 一門の家格の千餘石を知行した白河宗広の娘である。 夫妻墓同巧である。墓石は安山岩製であり 六代村成は貞享三(一六八〇)年に五代実 同一の基壇上の配置に示されている。 正面上部には径七寸の月輪を刻み、こ (二尺三寸)、高さ一九五㎝ (六尺 側面には縦蓮 法

一代村満の娘であり、八代村純をもうけている。暦七(一七五七)年に三十七歳で没している。正室は角田石川氏三十七代村実は、六代の長男として享保六(一七二一)年に生まれ、宝

態を承けたものである。

した上に円頂方柱型の墓標を造立している。造立年代の差異は、基礎六代で変遷した墓石型式を継受するものであり、上部に反花座を造作大代夫妻の墓は、二代夫妻の墓の左手に並置して造営されている。

五.

上部の反花座に表れており、中央一個の三蓮弁となっている。

氏をもうけている。
れ五)年に五十歳で没している。正室は白河村広の娘であり、十代村和四(一七六七)年に弟の村好に家督を譲って隠居し、寛政七(一七八代村純は、延享三(一七四六)年に七代の長男として生まれ、明

八代夫妻の墓石5・6は、初代成美の御霊屋の左手に設けられており、二基が並置されている。前代の墓石に比較して小形化しており、二段の基礎を含めた総高は一八二㎝(六尺)の規模である。基礎の反
一で、側面の造作が消失しており、本体幅五二㎝(一尺七寸)、高さ一
三六㎝(四尺五寸)の円頂方柱型の墓標である。本体正面上部には月
三六㎝(四尺五寸)の円頂方柱型の墓標である。本体正面上部には月
一でいる。七代室の墓には「貮龍院殿照山英盛大居士」の法名を表
している。七代室の墓には「献珠院殿蓮質亭棟大姉」の法名と寛政三年の没年を表している。

九代村好は八代の弟であり、宝暦五(一七五五)年に七代村実の子 九代村野は八代の弟であり、宝暦五(一七五五)年に七代村実の子 として生まれ、寛政七(一七九五)年に四十一歳で没している。墓は 本代村氏は八代村純の子として明和二(一七六五)年に生まれ、享 本代村氏は八代村純の子として明和二(一七六五)年に生まれ、享 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代夫妻の墓石7・8 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。中代村氏の墓 は墓所北側に先代墓と対峙する位置に設けられている。十代村氏の墓石7・8

「浄香院殿椿顔眞榮大姉」の法名と文政元(一八一八)年の没年を表しと没年を表している。十代室の墓石は同規模同巧であり本体正面には面上部には月輪を刻み、この下に「眞諦院殿廓山本然大居士」の法名の最上部の幅を丸く狭めるものであり、以後の基本となっている。正

ている。

ずれも十代墓石と同規模同巧である。
し、十二代邦恒は文久元(一八六一)年に五十九歳で没している。い造営されている。十一代宗賀は嘉永五(一八五二)年に六十五歳で没十一代宗賀夫妻と十二代邦恒夫妻の墓は、十代夫妻の墓に並置して

ある。 村成夫妻墓の脇に造営されている。墓石は十二代墓石と同規模同巧で村成夫妻墓の脇に造営されている。墓石は十二代墓石と同規模同巧で年に三十七歳で没している。邦実の墓は、先代とは立地を代えて六代十三代邦実は、十二代邦恒の嫡男として生まれ、安政六(一八五九)

礎石の様相に前代の宝篋印塔との連繋を確認できる。

大代村成墓は墓石型式を代えて円頂方柱型の墓石を採用しており、基本が代村成墓は墓石型式を代えて円頂方柱型の墓石を採用しており、二代宗美、三代宗成、四代基実の墓は宝篋印塔と、三理伊達家の墓所の墓石に窺われるところは、初代成美墓は以上、亘理伊達家の墓所の墓石に窺われるところは、初代成美墓は

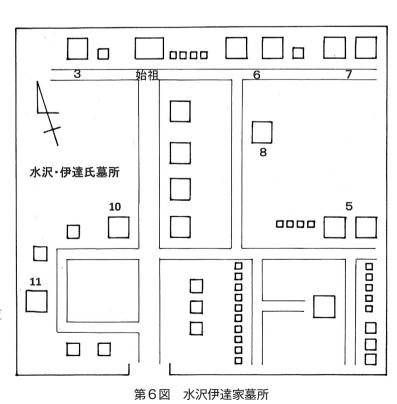
変容している。次いで十代村氏墓では基礎石の最上段を丸く幅を狭め好墓では本体の円頂方柱型は等しいが基礎石上面を平坦とする様相にこの墓石型式は七代村実墓に引き継がれるが、八代村純墓と九代村

き継がれている。 る様相に変化させ、十一代宗賀墓、十二代宗恒墓、十三代邦実墓に引

3【水沢伊達家墓所】

仙台藩一門三席を占める水沢伊達家は、源頼朝の奥州合戦後に陸奥国の留守職をつとめた伊沢家景を家祖とし、その子の家元が留守氏を称した家系に始まり、戦国時代には伊達家傘下に組み込まれた。伊達家十五代晴宗の三男で留守氏を継いだ正景は天正十八(一五九〇)年の小田原征伐に参陣しなかったため、奥州仕置によって本領を没収され甥の伊達政宗に仕えた。その後正景の子の宗利が胆沢郡水沢城主となって一万八千石余を知行し、幕末まで治めたことにより水沢伊達氏と呼ばれている。

村利室、 られた。 九代村福継室の墓所が造営されており、 造営されていた西墓所内の墓を移動して、大安寺境内に造営されてい 会調査が行われている。この墓所改葬は、大安寺の南一○○mほどに る北墓地に改葬するための行われたものである。西墓所には六代村利 在墓所は二〇m四方ほどであり、平成二十六年には墓地改葬に伴う立 水沢伊達家の墓所は、 煙管、 改葬に伴って、 七代村義、 扇子、 村義室、八代村善、六代村利息女、 櫛、 六代村利墓、六代村利室千重墓、七代村義墓 水沢市の臨済宗・大安寺に営まれている。 簪、 柄鏡、 印籠、 これを改葬して北墓地に納め 砚、 漆塗り容器などの豊 九代村福室 現



富な副葬品と、女乗物、棺の部材などが出土している。

配置されており、十一代邦命墓と十二代邦寧墓は入り口寄りに配置さされている。五代村景墓、九代村福墓、十代村衡墓は墓所の中ほどに政景墓、この墓に並んで三代宗景墓、六代村利墓、七代村儀墓が配置西墓所改葬後の北墓所内は小径を以て区画されており奥正面に始祖

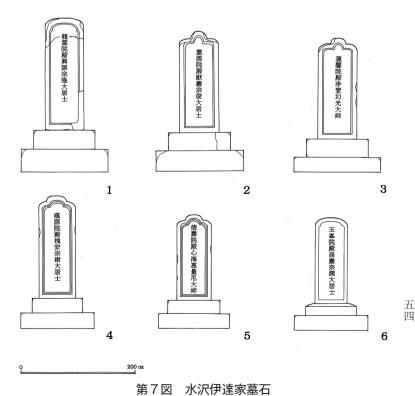
れている。

法名は「大安寺殿高獄玄登大居士」であり、大安寺の開基となってい 板石の墓石が造立されているものの、後代の再建と思える。 慶長十二(一六〇七)年に五十九歳で没した水沢伊達氏始祖政景の 始祖政景の墓は、墓所奥の正面に扁平な基礎石の上に一丈規模の

墓石型式としての頂部中央を半円形に突出させる一突起円頂方形型の 墓石であり、本体上部に月輪、下部には蓮弁を表しており、中央に「照 する墓石である。風化の度合いより当初の墓石と判断でき、後に続く 岳協公大居士」の法名を表している。 を使用した二段の基礎の上の造立された一丈規模の円頂方形を基本と 延宝三(一六七五)年に二十六歳で没した三代宗景の墓は、 安山岩

石は、 墓石であるが風化著しく分明ではない。 正面には「龍雲院殿興源宗隆大居士」の法名、 高さ一九八㎝(六尺六寸)の総高二七二㎝(九尺)の大きさである。 であり、 まれ、宝暦三(一七五三)年に六十四歳で没している。五代村景の墓 んでいる。 は、元禄三(一六九〇)年に涌谷伊達氏四代当主村元の次男として生 五代村景の墓石1は、墓所中ほど右手に配置されている。 安山岩を使用した二段の基礎石上に造立した円頂方形型の墓石 かなり風化している。墓石は、本体幅は六八㎝(二尺三寸)、 並置する墓石が宝永七(一七一〇)年に没した五代正室の 両側面に没年月日を刻 五代村景

墓所奥の右手に配置された六代村利夫妻の墓石は、西墓地から移動



村満の娘の千重である。 年に二十六歳で没している。正室は、 の次男として享保十六(一七三一)年に生まれ、宝暦六(一七五六) 央が突出する一突起円頂方形型の墓石である。六代村利は、 されたものである。ともに二段の基礎石の上に造立された、 一門筆頭の角田石川氏七代当主 五代村景 頂部の中

を表し、両脇に没年月日を刻んでいる。 尺二寸)の大きさであり、正面に「霊源院殿猷巖宗俊大居士」の法名寸)、高さ一八〇㎝(六尺)、二段の基礎石を含めた総高二四六㎝(八六代村利の墓石2は安山岩を使用しており、本体幅六八㎝(二尺三

脇には宝暦六年の没年が刻まれており、村利より一月前の逝去と知ら従って僅かに低くなっている。正面には「蓮馨院殿浄臺幻光大姉」、両六代室の墓石3は、村利墓と同規模同巧であるが、基礎石の高さに

れる。

している。正室は、角田石川氏八代村俊の娘である。
暦四(一七五四)年に生まれ、安永七(一七七八)年に二十五歳で没突起円頂方形型の墓石である。七代村儀は、六代村利の長男として宝配置されている。花崗岩を使用した六代夫妻墓と同規模・同巧の、一配置、れて戦機夫妻の墓石は、西墓地から移動されて墓地奥側の右手隅に

大歳で没している。八代村善の墓石は、二段の基礎石の上に造立されて代村儀の墓石4は総高二三六四(大尺七寸)の大きさであり、七名。七代室の墓石5は総高二〇二四(六尺七寸)の大きさであり、七名、七代室の墓石6は、墓所中ほどに配置されている。正面に「徳壽院殿心海惠量尼大姉」の法名、両脇に天明四(一七八四)年の没年を刻んでいる。八代村善の墓石6は、墓所中ほどに配置されている。八代村善は、八代村善の墓石6は、墓所中ほどに配置されている。八代村善は、八代村善の墓石6は、三段の基礎石の上に造立されている。では村儀の墓石4、二段の基礎石の上に造立されて、一七七二)年に七代村儀の長男として生まれ、天明七年に十分。

法名、両側面に没年月日を刻んでいる。(六尺七寸)の大きさであり、正面には「玉峯院殿屑巖宗潤大居士」の本体幅五六㎝(一尺九寸)、高さ一四六㎝(四尺九寸)、総高二○○㎝た円頂方形型墓石であり、上の基礎石の上部は丸く造形されている。

七・九代)から櫛形(八・十・十一代)の変遷が確認されている。
 九代村善の墓石に類似する形状の円頂方形型墓石である。
 水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の変遷は、墓水沢伊達家墓所に認められる江戸時代の歴代当主墓石の墓石も、

4【涌谷伊達家墓所】

涌谷町指定文化財となっている。『涌谷町史』に見龍寺境内の墓所の平涌谷伊達家墓所は、遠田郡涌谷町の臨済宗・見龍寺に営まれており、

面図が示されている。(8)

m×三○m規模、二○○坪ほどの規模で造営されており、四囲は、墻この墓所に墓を造営されたのは、四代宗重以降である。墓所は二○

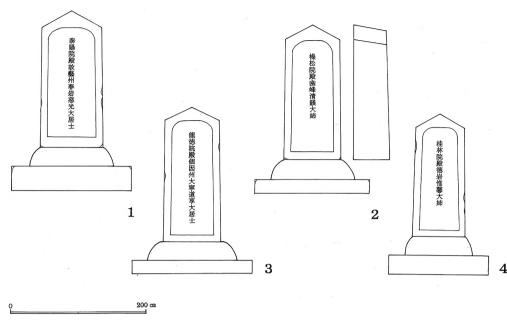
石が配置されている。壁を巡らして保全されている。南側の門前には石造五重塔、水盤、盥

九五 座像を安置している。 であり、 部の尖った尖頂方形墓石を墓所の正面と両脇に並置して配置している。 村重室・長厳院は伊達藩準一家の天童重頼の女であり、 の霊屋は宮城県指定となっており、二間四面・十三尺五寸四方の規模 石敷きであり、 の霊屋、 墓所中央には四代宗重夫妻の霊屋を並置し、 (一六七一)年に没した四代宗重、法名「見龍院殿徳翁収沢大居士」 合わせて五棟の霊屋は、 年に没している。この霊屋でも同じく内部壇上の厨子中に木造 内部壇上の厨子中には宗重の木造座像を安置している。 六代村元の霊屋の三棟を配置している。七代以降の歴代は頂 奥に壇を設けてこの上に厨子を安置している。 いずれも二間四面の宝形造、 この奥に五代宗元夫妻 元禄八(一六 内部は土間で 寛文十 四代

子のみを配置している。

三(一七一八)年に五十三歳で没している。霊屋には五代と同じく厨三(一七一八)年に五十三歳で没している。霊屋には五代と同じく厨二)年に没年していない。六代村元は五代宗元の子として生まれ、享保二(一七一五代宗元・本源院は四代村重の次男として生まれ、正徳二(一七一

十二代~十三代の墓石は東側に配置している。このうち十三代は一墓換している。墓所西側には「七代~九代の墓石を世代ごとに並置し、七代村定以降は、霊屋造営に代わって安山岩を用いた墓石造立に転



第9図 涌谷伊達家墓石

た墓石では十四代夫妻は個別の墓石、十五代と十六代は世代墓となっ石に夫妻の法名を並書する世代墓であり、墓所南側の門脇に配置され

で上の基礎石上面を丸く造形する点と異なっている。で上の基礎石上面を丸く造形する点と異なっている。また七代夫妻墓石に限っては、基礎石は上部が平坦な一段であり、八代以降が基礎石二段と比較すると総高は十尺規模と確認できる。また七代夫妻墓石にで入した七代村定の墓石は、他の墓石と比べてやや大形であり、八代で入りたと、九代村窟の墓石は、他の墓石と比べてやや大形であり、八代を妻子の基礎石上面を丸く造形する点と異なっている。

「泰陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「赤陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「赤陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「赤陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「泰陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「泰陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。 「泰陽院殿故藝州春岩慈光大居士」の法名を刻んでいる。

代・九代の墓も同様である。

九弋寸乳の臣室は、亘里尹奎家互弋当臣の尹奎寸茂の良であり、尹九弋寸亂の臣室は、亘里尹奎家互弋当臣の尹奎寸茂の良であり、正面代村盛墓と同型式の総高二四八㎝(八尺三寸)の大きさであり、正面に「龍徳院殿故因州大寧道享大居士」の法名を刻んでいる。九代村胤の墓石3は、八九(一七五九)年に三十九歳で没している。九代村胤の墓石3は、八九代村胤は、兄の八代村盛の病死の後をうけて家督を相続し、宝暦

九代村胤の正室は、亘理伊達家五代当主の伊達村成の娘であり、伊 道藩一門同士の婚姻である。**墓石4**は同型式の総高二四〇㎝(八尺) を著一門同士の婚姻である。**墓石4**は同型式の総高二四〇㎝(八尺)

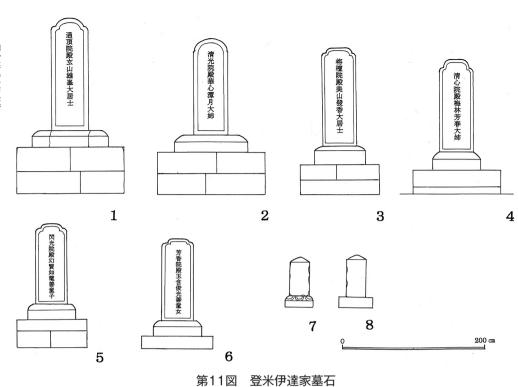
二九)年に没した十六代胤正墓に継受されている。 十代以降も尖頂方形型の墓石型式は継続されており、昭和四(一九

5【登米伊達家墓所】

に復した。三代五郎吉は正保元(一六四四)年に七歳で没し、四代は宗直が大坂の役などの戦功により伊達政宗の勘気を蒙って死亡し、そのめとする。しかしその後宗直は伊達政宗の勘気を蒙って死亡し、そのを相続した。三代には二代藩主伊達忠宗の四男五郎吉が婿養子となっを相続した。三代には二代藩主伊達忠宗の四男五郎吉が婿養子となった。三代五郎吉は八澤王伊達忠宗の四男五郎吉が婿養子となった。三代五郎吉は正保元(一六四四)年に七歳で没し、四代はに復した。三代五郎吉は正保元(一六四四)年に七歳で没し、四代は二万石を領した伊達一門第五席の登米伊達家は、伊達氏家臣の白石に復した。三代五郎吉は正保元(一六四四)年に七歳で没し、四代は

□ □ □ □ 6 7 代 定	7代 実母	8代 6代 □ □ 切男子 室 初代父供養	日 1·2代 日 7
			12.代女子
·宗直·1629→2·宗貞·1644→3·五郎吉·1644→4·宗倫·1670 >5·村直·1709→6·村永·1724→7·村倫·1742→8·村勝·1782 >9·村良·1787→10·村幸·1803→11·宗充·1843→12·邦寧·1843 >13·邦教·1869		9代男子	

五八



弟の宗倫が継いだ。

造立された墓石のうち八基を実測調査した。

登米伊達家の墓所は、登米市・養雲寺に営まれている。墓所にはが立ている。墓所に造立された歴代当主墓は、享保九(一七二四)年に没した六代村永の墓石を最古とするが、墓所の一隅には初代白石宗直おした六代村永の墓石を最古とするが、墓所の一隅には初代白石宗直おとが、墓所の一隅には初代白石宗直おした。

表している。 大姉」の法名を刻んでおり、側面には享保七(一七二二)年の没年を 大姉とのよりに 大方とのまりに 大方とのよりに 大方とのまりに 大方とのよりに 大方とのよりに 大方とのよりに 大方とのまりに 大方とのまり 大方とのまりに 大方とのまり 大方

端部は明確に窪めて中央部を突出させて、一突起円頂方形型の墓石と永の跡をうけて登米伊達家の七代当主になった。墓石1は六代村永室を立た伊達村和の子として生まれ、享保九年に死去した六代村本室である中達は、仙台藩三代藩主綱宗の次男で仙台藩支藩である中津山

している。正面には「通頂院殿玄山雄峯大居士」の法名、側面には寛

保二(一七四二)年の没年を表している。

側面には天明二(一七八二)年の没年を表している。一九〇㎝の規模である。正面には「清心院殿梅林芳春大姉」の法名、七代村倫の実母の墓石4は、一突起円頂方形型の墓石であり、総高

の法名を表している。 **墓石3**は安永四(一七七五)年に十歳で没した半之助の墓石である。 二段の基壇上に造立された一突起円頂方形型の墓石であり、総高二○ 八㎝(六尺九寸)の規模である。正面には「栴檀院殿美山發香大居士」 の法名を表している。

善童子」の法名を表している。
れ寸)の一突起円頂方形型の墓石であり、正面に「閃光院殿幻賢如電丸寸)の一突起円頂方形型の墓石であり、正面に「閃光院殿幻賢如電墓所入口脇に造立されている。二段の基壇を伴う総高一七六㎝(五尺室暦五(一七九三)年に十三歳で没した九代村幸の男子の墓石5は、

を表している。 で表している。 で表り、正面に「芳香院殿玉含俊光善童女」の法名は、二段の基礎石を伴う総高一五六㎝(五尺二寸)の大きさである。 で表している。

林寺殿瑞鳳常徳大居士」の法名と、寛永六(一六二九)年の没年を刻初代伊達相模守宗直の供養塔は高さ三尺ほどの小形五輪塔である。「桐石で囲われた封土上に建てられた供養塔は、四基が配置されている。

んでいる。

普及して造立されてはいない。 頂方形型の墓石の存在である。この型式の墓石は江戸時代にそれほどこの登米伊達家墓所に造立された墓石に窺われる特徴は、一突起円

伊達一門の墓石では、水沢伊達家墓所において三代宗景墓の延宝三 (一六七五)年を最古として、六代・七代夫妻墓の天明四(一七八四)年までに限って採用されている。現状では水沢の地との関連の下に登米において一突起円頂方形型の墓石が採用されたものと考えておきたい。正保二(一六四六)年の兄の没後に七歳で登米伊達家を継いだ四代宗倫は、隣接する涌谷領との間に所領争いが発生し、伊達騒動にもかかわった。寛文十(一六七○)年に藩主名代として江戸に赴き、帰国後に三十一歳で没した。

寺に埋葬され、寛文十二年に霊屋が建立された。霊屋は、一辺七〇〇宗倫は登米伊達家の菩提寺の養雲寺ではなく、自身が再興した覚乗

造作し、この上に方三尺の厨子を安置している。 (二十三尺五寸)の三間四面の宝形造りであり、内部には須弥壇を

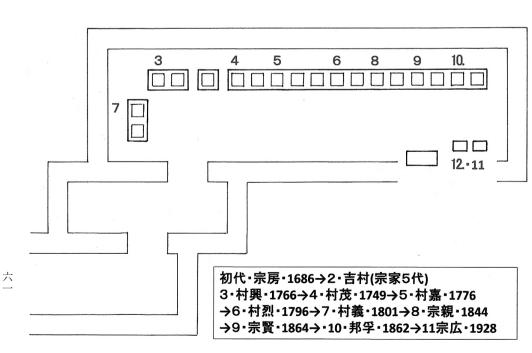
6【宮床伊達家墓所】

八千石を領した伊達一門第七席の宮床伊達家は、仙台藩二代藩主忠宗の八男の宗房が、万治三(一六八〇)年に黒川郡宮床に所領を得たたが、村房は宗家の五代藩主となり、三代は弟の村興が継いだ。宮床たが、村房は宗家の五代藩主となり、三代は弟の村興が継いだ。宮床たが、村房は宗家の五代藩主となり、三代は弟の村興が継いだ。宮床にが、村房は宗家の五代藩主となり、三代は弟の村興が継いだ。宮床で達家の墓所は、「伊達家廟所」として『大和町史』に概要が記載されている。

石を並置して十二代に至っている。墓域に細長く石敷きの低い基壇を設け、向かって左から三代以降の墓営まれている。境内の裏山に土塁で囲った幅十m、長さ四〇m規模の営まれている。境内の裏山に土塁で囲った幅十m、長さ四〇m規模の

平坦に造作した平頂方柱型墓石である。採用された笠付方柱型墓石であり、二は六代以降に採用された頂部を採用された墓石は、二分される。一は三~五代の関連墓石に

(一七三一) 年に長男の村胤が急逝すると、次男の村茂に家督を譲ってを継ぎ、長じては兄の仙台藩五代藩主村房の補佐を行った。享保十六三代村興は、兄の跡をうけて元禄八(一六九五) 年に十三歳で家督



第12図 宮床伊達家墓所

仙台藩の家臣墓

隠居し、明和三(一七六六)年に八十四歳で没した。

空山元眞大居士」の法名、裏面には没年を表している。
り、総高は二二一㎝(七尺四寸)の規模である。正面には「教外院殿尺五寸)、高さ九〇㎝(三尺)、厚い笠の正面には唐破風を造作してお尺五寸)、高さ九〇㎝(三尺)、厚い笠の正面には唐破風を造作しておった、上部の基礎石は反花座を造作している、本体は幅四六㎝(一三代村興の墓石1は、二段の基礎石の上に造立された笠付方柱型墓

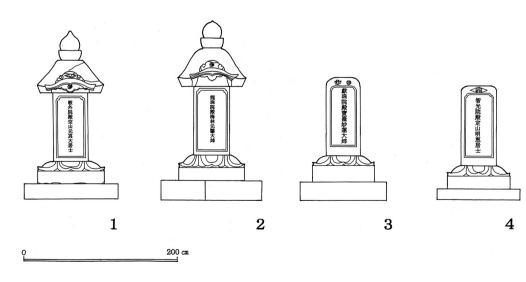
は没年を表している。 三代村興室は、胆沢郡前沢で三千石を領した仙台藩一門第十一席の三代村興に並置して造立されており、総高二三六㎝(七尺五寸)の同型でが裏石である。正面には「龍珠院殿梅林元馨大姉」の法名、裏面に代村興室は、胆沢郡前沢で三千石を領した仙台藩一門第十一席の三代村興室は、胆沢郡前沢で三千石を領した仙台藩一門第十一席の

されている。

三代夫妻の墓石に並んでは、享保十六年に没した長男村胤の墓石、安永寛延二(一七四九)年に没した四代村茂の墓石、四代室の墓石、安永三代夫妻の墓石に並んでは、享保十六年に没した長男村胤の墓石、

れている。 以上六基の笠付方柱型墓石に並んで十基の平頂方形型墓石が配置さ

俗名は表してはいないものの、没年と法名から判断すると、五代村嘉士」の法名、裏面には「明和七庚寅歳九月三日」の没年を表している。総高は一四八㎝(四尺九寸)である。正面には「智光院殿定山明恵居総高は、二段の基礎石の上に造立された平頂方形型墓石であり、



第13図 宮床伊達家墓石

の養子となった後に早くに没した弟の村瀬の墓石と想定できる。

墓石4は、3の墓石に並んで造立されている同型式の墓石であり、 総高一六一㎝(五尺四寸)である。正面には「獻珠院殿寶臺妙蓮大総高一六一㎝(五尺四寸)である。正面には「獻珠院殿寶臺妙蓮大

口左手に配置されている。

□左手に配置されている。

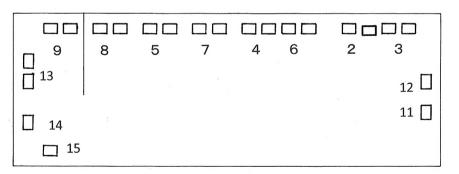
□左手に配置されている。

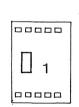
夫妻の墓石は、別地点に新たに設けられている。は基礎部分のみが遺存しており、一辺十二尺四方の規模である。初代離れた尾根上に位置している。明治初年まで存していたとされる霊屋前に、「一六八六」年に没した宮床伊達家初代の伊達宗房の墓所は、

7【岩出山伊達家墓所】

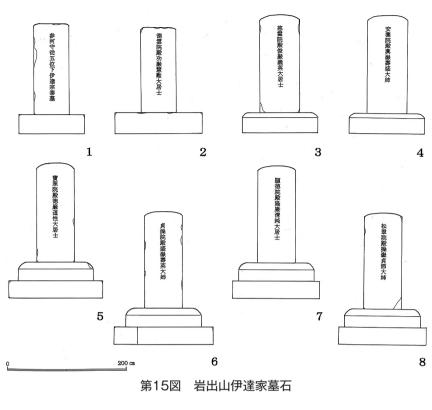
氏の事績は、『岩出山町史』に載せられており、その中で霊廟について八〇三)年に伊達政宗が岩出山城から青葉城へ居城を移した際に、政六〇三)年に伊達政宗が岩出山城から青葉城へ居城を移した際に、政六〇三)年に伊達政宗が岩出山城から青葉城へ居城を移した際に、政

仙台藩の家臣墓





第14図 岩出山伊達家墓所



若干の記載を認めることができる。

ており、 墓所は大崎市の岩出山地区の東南に延びる尾根を造成して造営され 伊達家霊廟として整備されている。歴代の墓石の中で、特徴

的な八基の墓石を実測調査した。

平頂方柱型の墓石が配置されている。 することができる。初代宗泰墓の両側には、殉死者十人の三尺規模の 礎石には発起人として、鈴木重敬、那須貞幹、草刈忠明の名前を確認 と刻み、側面に寛永十五(一六三三)年の没年も表している。また基 cm いる。本体幅六○㎝(二尺)、高さ一五六㎝(五尺二寸)、総高一八八 で囲われた中央に、一段の基礎石上に平頂方形型の墓石が造立されて れており、明治初年まで遺存したものとされる。墓石1は一段の石垣 初代宗泰の墓は、一段高い場所を占めており、当初は霊屋が造営さ (六尺三寸)の大きさであり、正面に「参河守従五位下伊達宗泰墓」

きる。並置して二代室の墓石が造立されている。 年を表している。 雲院殿功巖慧勲大居士」の法名、側面には延宝六(一六七八) cm、高さ一四六cmの平頂方形型の墓石が造立されている。 正面には「徳 る。二代宗敏の墓所は初代と同じく霊屋が建立され明治初年まで遺存 その後の墓石造立である。墓石2は、一段の基礎石の上に幅六○ 一代宗敏以降の墓所は一段低く造成した平坦地に墓石を並置してい 基礎石には初代と同じ発起人名を確認することがで 年の没

初代・二代ともに明治期以降に再建されたものであり、 上部の平坦

認できる。型式の墓石の再建墓石は、五代室の墓石と六代夫妻の墓石の三基が確型式の墓石の再建墓石は、五代室の墓石と六代夫妻の墓石となっている。同な一段の基礎石の上に建てられた平頂方形型の墓石となっている。同

三代敏親は、二代宗敏の嫡男であり、延宝五(一八七七)年に二代の隠居にともなって家督を継ぎ、享保五(一七二〇)年に七十一歳でさ一六八㎝(五尺六寸)、総高二〇二㎝(六尺七寸)の大きさである。さ一六八㎝(五尺六寸)、総高二〇二㎝(六尺七寸)の大きさである。正面には「慈雲院殿俊巖義英大居士」の法名と元文元年の没年を刻んでいる。

を刻んでいる。 等しい。正面には「安養院殿興嶽壽盛大姉」の法名と元文元年の没年を確認できる。**墓石4**は敏親墓石と同型式であり、総高も二〇二㎝とを確認できる。**墓石4**は敏親墓石と同型式であり、総高も二〇二㎝と

でいる。 を一六八㎝(五尺六寸)、総高二三〇㎝(七尺七寸)の大き である。正面には「寶照院殿徳巖道性大居士」の法名と没年を刻ん である。正面には「寶照院殿徳巖道性大居士」の法名と没年を刻ん でいる。 墓石5は二段の基 でいる。

七代村則室は仙台藩一門の前沢三沢家の娘であり、天保十五(一八

であり、正面には「貞操院殿盛嶽壽英大姉」の法名と没年を刻んでい四四)年に没している。墓石6は、七代村則の墓石と同型式・同規模

る。

殿隆巖清純大居士」の法名と没年を刻んでいる。り、総高は二二六㎝(七尺五寸)の大きさである。正面には「顕徳院り、総高は二二六㎝(七尺五寸)の大きさである。正面には「顕徳院六十三歳で没している。墓石7は二段の基礎石を伴う円頂方形型であ六代定秩は七代村則の嫡男として生まれ、弘化三(一八四六)年に

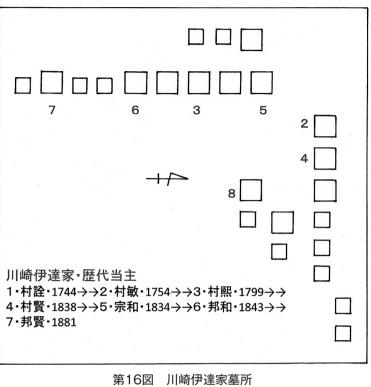
であり、正面には「松翠院殿操嶽貞節大姉」の法名と没年を刻んでい八二〇)年に没している。墓石8は八代定秩の墓石と同型式・同規模八代定秩室は、仙台藩一門の岩屋堂伊達氏の娘であり、文政三(一

る。

できる。
できる。
の場出山伊達家の墓所に造立された墓石に窺われる様相は、三以上の岩出山伊達家の墓所に造立なれた円頂方形型式墓石が以降歴代の墓石を規定にまで継受されている。また岩出山伊達家においても、他の仙台藩一にまで継受されている。また岩出山伊達家においても、他の仙台藩一にまで継受されている。また岩出山伊達家の墓石造立への変遷を確認することができる。

8【川崎伊達家墓所】

男として生まれ、元禄八(一六九五)年に中津山藩三万石の藩主となっ仙台藩一門第九席を占めた川崎伊達家は、仙台藩三代藩主綱宗の二



藤原村詮之墓」と表し、

側面には

「常照院殿雄岳良英大居士」の法名

この墓石型式が以降の歴代墓石を規定している。

岩出山伊達家四代村泰の二男であり、二代村詮の妹婿

寸)、総高一三二四

(四尺四寸)の大きさである。

「伊達宮内 三尺一

付方柱型の墓石であり、

本体幅二六cm

(九寸)、

高さ九二㎝ 正面には

年に四十七歳で没した。墓石1は、

一代村詮は享保十六(一七三一)

年に隠居し、

延享元

(一七四

四

一段の基礎石の上に建てられた笠

が約三十基遺存している

代伊達村詮から、幕末の八代邦賢に至る当主とその室、

形をなしている。 である。享保十六(一七三一)年に家督を相続し、宝暦三(一七五三) 九寸)、総高一三〇㎝ を刻んでいる。 一代村敏は、

年に四十一歳で没した。三代村敏の墓石2は、

一段の基礎石を伴う笠

付方柱型の墓石であり、本体幅三三二四 (一尺一寸)、高さ八八四

(四尺三寸)の大きさである。笠の軒下には垂木

が造形されており、 正面には 棟上には一体として造形された宝珠部分は低く方 「直指院殿得岳徹髄大居士」の法名を刻ん

寛政十一 (一七九九) 年に六十九歳で没している。

四代村熙は三代村敏の子であり、

宝暦三年に父の死により家督を継

ぎ、

は宝珠と請台を乗せている。 墓石3は、 総高一三七cm (四尺八寸) 以上の大きさであり、 正面には 「雲光院殿夏岳凉竒大居士」 笠上に

法名を刻んでいる。

初

あり、

墓所は境内から離れた墓地の一角を占めて造営されている。

石を知行したことに始まる

享保七(一七二二)年に川崎要害を拝領して二千

中津山藩改易後の享保五年に家督を相続して

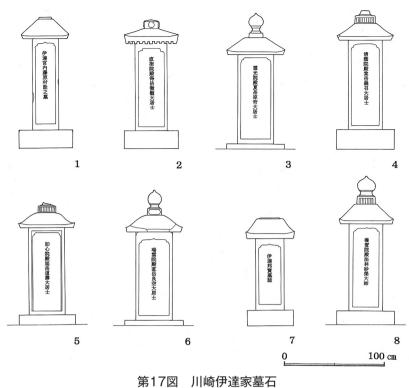
崎伊達家の菩提寺は、

宮城県柴田郡川崎町所在の曹洞宗龍雲寺で

た村和の長男の村詮が、 門の家格に列し、

および子女墓

六六



正面には を継ぎ、天保九(一八三八)年に六十二歳で没した。墓石4は、総高 四 〇 cm 五代村賢は、水沢伊達家八代村儀の子であり、婿養子となって家督 「清蔭院殿棠岳義召大居士」の法名を刻んでいる。 (四尺七寸)の大きさであり、笠上には宝珠を欠いている。

であり、形状は五代墓石に等しい。正面には「即心院殿延岳道壽大居 士」の法名を刻んでいる。 歳で没している。墓石5は、総高一二五四 となって家督を継ぎ、天保五(一八三四)年に義父に先立って四十八 六代宗和は、岩出山伊達家七代村則の子であり、五代村賢の婿養子 (四尺二寸) 以上の大きさ

名を刻んでいる 宝珠と請台を乗せている。正面には「瑞雲院殿直岳良空大居士」の法 墓石6は、総高一三八㎝ となって家督を継ぎ、天保十四(一八四三)年に三十三歳で没した。 七代邦和は、 岩出山伊達家八代宗秩の子であり、六代宗和の婿養子 (四尺六寸) 以上の大きさであり、笠上には

光院殿邦道宗賢大居士」の法名を刻んでいる。 没した。墓石了は、 七七)年の西南戦役に従軍し、明治十四(一八八一)年に四十五歳で 家督を継いだ。戊辰戦争後には先祖代々の所領を失い、明治十(一八 に棟を造作している。 八代邦賢は七代邦和の嫡男であり、 総高一一〇四以上の大きさであり、 正面には 「伊達宗賢墓誌」と刻み、 天保十四年の邦和の死をうけて 笠上には僅か 側面に 恵

八代邦賢室の墓石8は、総高一五一四(五尺)の大きさであり、 笠

石を使用する点とは格差を以て造立されている。 「は多くの大姉号を有する墓石も造立されているが、確定されるのはには多くの大姉号を有する墓石も造立されているが、確定されるのはがである。なずれも笠が置して配置された三代、四代、五代の室の墓石である。いずれも笠が方柱型の墓石を採用しており、他に確認できる子女墓が扁平な自然が高いている。正面には「養壹院殿法林妙榮大姉」

いえ、二千石に留まる家禄に対応したものであろう。は自然石を使用している点である。これは伊達藩の一門に列するとはの笠付方柱型の墓石を採用する点が特徴的であり、子女墓にいたって以上、川崎伊達家墓所に造立された墓石に窺われるところは、小形

仕えた。

三 茂庭家墓所

【茂庭本家墓所】

茂庭氏は藤原姓、氏は斎藤で山城国八瀬に住んでいたが、二代将監 を成ったが、天正十八年の奥州仕置きに伴って柴田郡沼辺、磐井郡 たに移り、三代監物実良は伊達郡鬼庭村に移って氏を斎藤から鬼庭に改め伊達家に仕えた。天文十八(一五四九)年には置賜郡川井村を加増 されて川井城に移った。その後天正十六(一五八八)年に安達郡百目 本に移ったが、天正十八年の奥州仕置きに伴って柴田郡沼辺、磐井郡 本に移ったが、天正十八年の奥州仕置きに伴って柴田郡沼辺、磐井郡 本にわたって松山の地を治めた。

り、伊達政宗の信頼が厚かったことが窺われる。命によって鬼庭を茂庭に改めている。さらに仙台留守居にもなっておの朝鮮派兵に際しては肥前名護屋の留守居をつとめ、この間に秀吉のこの間、十四代石見綱元(近世二代)は奉行職をつとめ、文禄年中

元和二(一六一六)年以降三十五年間奉行職をつとめて政宗、忠宗に大坂の役に参陣し、政宗長子秀宗の宇和島入部に随行して藩政を整え、松山への移動は、十五代周防良元(近世三代)の時である。良元は

茂庭氏の一万三千石のみであった。 茂庭氏の一万三千石のみであった。 茂庭氏の一万三千石のみであった。 茂庭氏の家格は、一門、一家、準一家に次ぐ、二十二氏が列した一 大庭氏の家格は、一門、一家、準一家に次ぐ、二十二氏が列した一 大庭氏の家格は、一門、一家、準一家に次ぐ、二十二氏が列した一

茂庭家墓所は、松山の地の谷戸奥に立地する曹洞宗石雲寺に設けら、茂庭家墓所は、松山の地の谷戸奥に立地する曹洞宗石雲寺に設けらいる。本堂を囲む尾根の先端部に霊屋を設け、背後の尾根上に墓の没後三回忌の宝永五(一七〇八)年までには完成したものとされての没後三回忌の宝永五(一七〇八)年までには完成したものとされての没後三回忌の宝永五(一七〇八)年までには完成したものとされている。

造りは方三間(十五尺八寸)の茅葺の宝形造りで中央に折桟唐戸、

護されている。 像八体を安置している。この霊屋は宮城県の文化財として指定され保 正面奥に壇を設けて歴代当主の位牌と、高さ三尺ほどの歴代夫妻の木 両脇に連子窓、前に一間分の向拝を設けている。内部は床板敷きで、

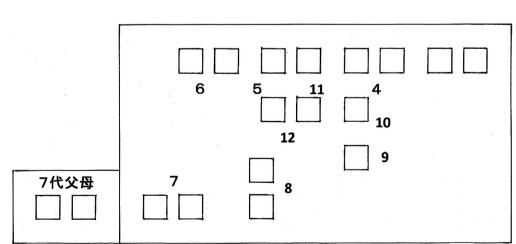
茂庭家歴代墓所の尾根上には、茂庭分家家の墓所が設けられている、代姓元の夫人の墓石は、霊屋の傍に造立されている。出た三二代孝元までの墓石が夫妻並置を基本として造立されている。また三二代孝元までの墓石が夫妻並置を基本として造立されている。また三世との広さの中に旧状を保って維持されており、松山四代元明から十年が、東行・三間、東行・三間、東行・三間、東行・三間、東行・三間、東行・三間、東所は、霊屋のある尾根上方に位置している。幅十間、東行・三間

型墓石などを採用しており明確に区分されている。 花庭家墓所における松山四代以降の歴代当主の墓石は、二段の基礎、茂庭家墓所における松山四代以降の歴代当主の墓石は、二段の基礎、茂庭家墓所における松山四代以降の歴代当主の墓石は、二段の基礎、 が、荒廃しており祭祀は絶えたものかと察せられる。

歴代当主墓に採用された墓石型式は、二段の基礎石のうちの上部の最古の資料は、享保十六(一七三一)年に没した三代姓元夫人の墓本である。夫人は公家の鷹司家の諸太夫広庭中務祐宜の養女、藤波二石である。夫人は公家の鷹司家の諸太夫広庭中務祐宜の養女、藤波二石である。夫人は公家の鷹司家の諸太夫広庭中務祐宜の養女、藤波二位友忠の娘の閑である。

墓石1は本体幅六八㎝(二尺三寸)、高さ一三八㎝(四尺六寸)、厚

仙台藩の家臣墓



第18図 志田郡松山:石雲寺・茂庭家墓所

でいるものの、苔により判別できない。 と、行年七十六歳と刻んでいる。 型墓石である。正面は全体に八㎝ほどの枠を残して享保十六年の没年 さ三五㎝(一尺二寸)、総高一八八㎝(六尺三寸)の大きさの円頂方形 両側面および裏面には墓碑銘を刻ん

夫人の墓石は、 四代嵩元の墓石は、墓所奥の隅に配置されており、 凝灰岩質の小形五輪塔の部材である。 並置された四代

年に没した。 明を養子とした。享保十(一七二五)年には隠居し寛保二(一七四二) 宝永三年に父姓元の病没の後をうけて二十四歳で家禄一万三千石を継 宝永元(一七〇四)年に藩主吉村の小姓として出仕するようになった。 いだ。正徳三(一七一三)年に病気のため御奉公御免となり、 嵩元は三代姓元の子であり、天和三(一六八三)年に松山に生まれ 弟の元

雄薫大居士」の法名、 六㎝(一尺二寸)の円頂方形型墓石である。正面には「佛國院殿凉外 墓石2は、総高一九四四 裏面に没年と世壽六十歳を表している。 (六尺五寸) の大きさであり、本体厚さ三

没した。 代元明は四代嵩元の弟であり、正徳四(一七一四)年より病気の兄嵩 に伴って四十歳で家督を継いだ。明和五(一七六八)年に八十三歳で 元に代わって名代奉公をつとめた。享保十(一七二五)年に嵩元隠居 五代元明の墓石は、墓所奥の中央に夫人墓石と並置されている。 五

墓石3は、 総高一三六cm、 厚さ四五cm (一尺五寸) の円頂方柱型墓

約半分の墓碑銘は以下の如くである。 裏面に墓碑銘を刻んでいるが、判読できる部分は少ない。判読できた 石であり、 正面に「大用院殿則外全機大居士」の法名を刻み、 両側と

「君姓藤原氏茂庭諱元明稱筑後奥州仙臺國之世卿也采地一萬五千□邑
于志田郡松山其先行元與越前斎藤氏同祖食采於山州八瀬大蔵□養子基
良避依従于総州佐倉再従□于野州那須其子實良於奥州伊達茂庭邑有巨
蛇居民神事之祭用少□婦郷邑患之實良同五世不相為□況厳目力乎遂射
殺之民人頭之譜君事之乃徒于元□□□□□居也□我 念西族食采於茂
庭□□良十世孫良□□□左月□□□□□□□□・・・・・
月朔也享年八十三葬于龍門山石雲寺先瑩君生男五人長女比左次男嵩元
次元蔵次即君次知義先是推恩□地以封元咸故元成不得嗣而及君矣君娶
片平氏生男女七人長女聞次男元辰次苞元稱石見次惟義次女知余次元行
次 頼壽而元辰頼壽其母非孀也□苞元為嗣也君為人温厚而剛毅贅力絶
人睦親愛一養與人□盡得徴心而有時威厳不可把當好文武學多得其蘊與
乃選家臣子弟明敏有材者供給資用遣諸國都受業博士文武唯羅邑多材□
之士君文化也茂實□君生於世卿富貴之中而不以徇焉聲色為樂務為議道
□材忠厚□動以終其身其保有寫貴享終壽考慶流子孫有故矣夫既□之三
月石見君□其臣同門陋尚悉来求余銘於是□□□之以麦其是銘曰天監 大
藩世生元輔為将為相勛在公府是石見浄乃勤乃敬使於四方不厚 君命既
明且哲以保其身夙夜匪解以表□□□文入武喜士昔材豈弟君子求福不曰
富貴之隆式保式有伴奐優於至□□孝子孫継璋箺懸爰勒茲銘永昭懿聲 明

和戊子夏六月 藤原菅茂實謹選」

認することができる。の大蛇退治伝承を記し、夫人片平氏の生んだ七名の子および事績を確の大蛇退治伝承を記し、夫人片平氏の生んだ七名の子および事績を確すなわち山州八瀬に発する祖先の系譜、苗字の由来となった茂庭邑

を刻み、裏面に墓碑銘を表している。 四㎝(四尺五寸)を測る。正面には「盛松院殿高巖壽嶺大姉」の法名 歳で没した。墓石4は元明の墓石と同型式・同規模であり、総高一三 歳で没した。墓石4は元明の墓石と同型式・同規模であり、総高一三 歳で没した。墓石4は元明の墓石と同型式・同規模であり、総高一三

石を造立したことが確認できる。で嫁し、三男二女をもうけ、明和六年に五代元明の墓石に並置して墓すなわち、夫人は茂庭家と同じ一族の家格である片平家から十八歳

に生まれ、延享三(一七四六)年に元明の隠居に伴って二十八歳で家る。六代苞元は、五代元明の子であり、享保四(一七一九)年に松山六代苞元の墓石は、五代夫妻の墓石の左手に並置して造立されてい

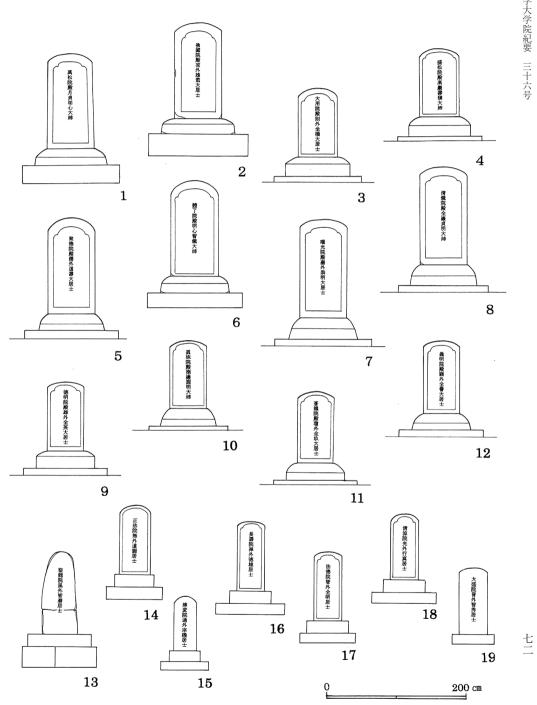
元病気のために嫡孫義元が家督を継いだ。寛政十一(一七九九)年に都に赴いている。寛政二(一七九〇)年に七十二歳で隠居し、嫡子希督を継いでいる。翌年には桃園天皇の即位式に藩主名代賀使として京

である。正面には「聚徳院殿僊外道壽大居士」の法名を刻み、両側面六代苞元の墓石5は、総高一七六㎝(五尺九寸)の円頂方形型墓石

八十一歳で没している。

および裏面に墓碑銘を表している。

 副心與二三長令一心力宗烑是衛而已微言惟践又好馬与鷹蒼□全以故厩 墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適 墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適 墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適 墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適 墓碑銘は、「公諱苞元姓藤原氏茂庭稱周防改石見有諱而然則外公之適 と成美養子大波氏先卒次元長為別封嗣次女殤次嫁于高泉氏帰寍不帰□ 長成美養子大波氏先卒次元長為別封嗣次女殤次嫁于高泉氏帰寍不帰□ 民次元美也先是君母氏卒又今野氏継□□初□泰園帝即无位公撰 忠公 氏次元美也先是君母氏卒又今野氏継□□初□泰園帝即无位公撰 忠公 本聘朝于京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本聘朝于京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本時朝于京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本時期子京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本時朝子京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本時朝子京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本時朝子京師其儀不常若夫徒□之盛列国太夫無共堄衡者彼部人士為之 本門東都□月賜告也何 「中子」、「公諱では、「公諱では、「公諱では、」、「公諱では、「公諱では、」、「公諱では、」、「公は、」、「、」、」、「公は、」、「公は、」、「公は、」、「公は、」、「公は、」、



第19図 茂庭家墓石

臣菅恭厚拝手稽首謹撰書」と確認できる。 敬兮行諠邦家之光漢弔長星墜周隆鷹揚駕彼 蒼龍兮昌往于皇皇帝之郷 葬于龍門山先瑩禮也今公襄事立碑表墓臣奉命謹叙状略敢繫以銘銘曰居 是乎献鷹鸇數恩賜無筭今茲寛政十一年七月二十一日薨于寝享年八十一 有龍種塒多逸融至乎馴養擊搏之術則玅入神乃擲□□徹公輒稱其良能於

事績を記し祖先の墓所に埋葬したことを確認できる。生まれ、継室の野村氏との間に三男五女をもうけている。子孫の動向、すなわち、五代元明の子として盛松夫人すなわち片平氏を母として

娘薗であり、宝暦二(一七五二)年に三十一歳で没している。夫人は二万二千石を知行した一門の涌谷伊達氏五代の伊達安芸村定の六代苞元夫人の墓は、苞元の墓石に並置して造立されている。苞元

殿明心智鏡大姉」の法名と、宝暦二年の没年と世壽三十一歳を表して墓石6は六代苞元の墓石と同型式・同規模であり、正面に「體了院

いる。

り六代苞元の継室の墓石と想定される。六代苞元の墓碑銘に「継室以刻んでおり、唯一儒墓風の表記である。この墓石は、孝子希元拝書よが造立されている。正面には「顕妣恭貞夫人之墓/孝子希元拝書」と六代苞元夫妻の墓石の前方に、他例に類似する円頂方柱型墓石一基

墓石は夫人の墓石とともに、歴代墓所を外れて造立されている。夫妻六代苞元の嫡子希元は病のために家督を継ぐことなく没しており、

野村氏生三男五女長希元寔為世子」と確認できる

の墓石ともに他の当主の墓石に類似する円頂方柱型墓石である。

気のために御役御免となり、文政三(一八二〇)年に没した。軍に御目見えし、大番頭などをつとめた。天明元(一七八一)年に病元病気のために名代奉公を務めている。藩主に伴って江戸に上って将希元は延享二(一七四五)年に松山に生まれ、宝暦十一年には父苞

撰書」とある。 則曽不懿留何□□□之□ 敢繁以銘銘曰 謟待下不瀆略度□史常援諸生計論又好射與銃玅入神百一不出□□免職 初 次女未笠卒次女次元成□女歸于片平氏先卒先是後妃薨□□高橋氏継室 世子母恭貞夫人世禄萬有三千石世爲仙臺世卿元妃柴田氏生二男一女薨 谷享壽七十有六葬于龍門山先瑩今公勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙事状略 遂隠山谷知命澹然自逸息交絕游静居今茲文政三年八月二十四日薨于山 白石氏母超光寺女也生一男四女於高橋氏長女嫁于安田氏後歸于笠原氏 □□之有病免請立善元俾承祖業許乃公也恭□□□弘毅簡重愛人交上不 善元寔爲世子其餘殤後妃石川氏生一女嫁于山岸氏先卒一男有常養于 希元の墓石には「公諱希元姓藤原氏茂庭稱主水改鐵右衛門仙外公之 徹山公即位公攝立奉公職権□亜相従駕朝于江都居歳餘既反爲大番 天監 大邦生是司直令儀令色小心□□□分爲武邦家之 文政三年庚辰十二月 臣菅恭厚拝手稽首謹

義之元女也母大町氏今相将監君朗頼之女弟也 小君以寛延三年十一月七七六)年に没している。墓碑銘には「小君柴田氏諱山故相蔵人君成六代苞元夫人は、一家の家格の柴田但馬成義の娘であり、安永五(一

安永五年五月 臣菅恭厚拝手稽首謹撰書」と確認できる 銘銘曰淑兮淑兮君子述年今世也法前修遵吉得凶敢求乎壒欲何之山之幽 臺遠迄松山卜日葬于龍門山謚曰景文禮也臣恭厚奉 竭之得其實而後止兵義事也初 待之甚厚治具寒暖無不在視焉即或聴説慝之言僉傳與姆爲之押其両端而 卒小君誕膺欽明之質文之以美艷蓋機之□□媛也至乎夫饋献謹於事親恭 云降年不永以安永五年正月六日病逝于邸春秋二十有七越九日發櫬於仙 縉紳之禮緣飾其内則 倹以老右□□非佗人所能也 貞夫人碑明和六年六月二十八日生 六日生年十六歸 今父公告奉職乎 小君遵之若畫一但志不能嗣徽音於是乎春終如初 公又喜賓客日會公子若□ 士大夫 萬松夫人藤波氏西京釐降配 公室在國都于今十有二年□語在 小源太君寔爲世子次生女名八千先 公僉謹叙其略撰碑 燈外公以 小君 恭

督を継ぎ、 に当たり、 れている。寛政二(一七九〇)年に祖父の隠居に伴って二十二歳で家 七代善元は、 七代善元の墓石は、墓所の手前左手に夫妻の墓石が並置されている。 文政六(一八二三)年に五十五歳で没した。 寛政六年に大番頭となった。在職中には百姓一揆鎮圧など 希元の嫡子であり、明和六(一七六九)年に松山に生ま

面に 公之子母霊光夫人柴田氏之女也世禄萬三千石至公九世世為仙臺之公族 元妃沼邉氏生三男三女長元資有病廃次前世子施元早卒次女嫁于後藤氏 ている。 墓石7は、総高一八四㎝(六尺一寸の)円頂方形型墓石であり、 「曜光院殿巖外崇明大居士」の法名を刻み、 墓碑銘は「公諱善元姓藤原氏茂茂庭稱周防仙外公之嫡孫久外 裏面に墓碑銘を表し 表

> 伸の娘である。 墓石8は七代善元と同型式・同規模であり、 載武正揚休凮矯々之公東藩之雄克岐克嶷将鳩継功隆生不永劫業未終梁 勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙其状略敢繋以銘銘曰邈矣遠祖亦世熈隆載文 年五十有五實文政六年癸未正月十九日也葬于城南石雲寺先瑩禮也今公 恤下性不好罪人故終公世刑措不用及免職返邑不有事敢不亦入于朝常好 為執御大夫桂山公即位遷爲大衛騎将數年以病免恭惟公也行已恭倹仁厚 木既破哀何有窮 矣去冬得病経月不已至今春病漸篤臣子深憂之百方求治不験終薨干寝享 新作亭於茲奉駕入亭英山公喜眺賞久乃賜亭号命省耕及歌詩餘之賜又多 田猟數出于山野又作亭於城北翠岡以爲遊観之所英山公東巡行郡邑也公 香宗我部氏嗣初久外公之廃也公尚幼仙外公請俾承祖業許及長事徹山公 次女嫁于片倉氏先卒次有元寔爲世子次女爲片倉氏継室側室之子親範爲 七代善元夫人は、一族の家格の江刺郡で千石を知行した沼辺越後武 文政六年癸未正月臣菅恭允拝手稽首」である 総高は一

政七 (一八二四) 八〇㎝(六尺)で表面に「清鏡院殿全巖貞明大姉」の法名、 年の没年を刻んでいる。 裏面に文

学大成館を創設し、天保二(一八三一)年に二十八歳で没した。 江戸に上り将軍に御目見えしている。文政十二(一八二九)年には郷 (一八二三) 年に二十歳で家督を継ぎ、文政十一年には藩主に随行して ○四) 年に生まれ、 石が並置されている。 八代有元の墓石は、 兄二人の逝去によって世子になっている。 八代有元は、七代良元の子として文化元(一八 墓地中央に先行する歴代墓とは直交して夫妻墓

型墓石であり、表面に「徳明院殿雄外全英大居士」の法名を刻み、両八代有元の墓石9は、総高一三六㎝(四尺五寸)の小形の円頂方柱

面および裏面に墓碑銘を表している。

状況□繁之以銘銘曰堂々東藩世爲相将爲武爲文實圓之仰晚年鳩功将寫 民悲之如先考妣葬于龍門山之先瑩 七尺實天□公以來之大業也 患之今秋使家臣及民治之而築川封疆東西五十里其早者三四尺其高者六 公即位公往東都拝謁大樹家斉公此行也田中白馬毛鑓虎皮鞍覆等如仍既 嗜武士藝弓馬鳥銃其尤者也公立之初國士都居于邸文政之末正山公薨今 能任討不隔親賞不遺疎是以衆無不撓□也之幼好焉山野之遊将壮屡勤學 源太長女次女夭次男稱與七郎次男稱徳次郎恭惟公諮違英武汎愛衆知人 世録一万三千石仙臺之公族也 と確認できる 大業曽不少留絶□中乗悠々蒼天奈斯人望 歸歇邸居于邑厚□賓家臣勧農業始建學館先是境内年々有洪水之逆 □業殆□公九月下旬有病百療治之無験十月二十日終薨于寝年二十八臣 墓碑銘は「公諱有元姓藤原氏茂庭稱筑後巖外公之嗣子也母清鏡夫人 公養初鳴起馳馬遍巡慰勞之而賜米食及補 公娶于松前氏生三男二女嫡男徳元稱小 今公勒銘于碑陰表墓臣奉命謹叙其 天保二年辛卯冬十月二十日_ 公

元に嫁いで三男二女を生み、明治九年に六十七歳で没している。前采女広文の娘広子である。文化六年に仙台で生まれ、文政七年に有人代有元夫人は、準一家の家格であり磐井郡で二千石を知行した松

ある。

八代有元夫人の墓石10は、八代有元の墓石と同型式・同規模である。

也今主不勝悲哀驥為之銘曰 最善國風有集若干晚年偶有所感寫法華経百通盡賜之人蓋祈□□之真福 施道爲君之大體好讀女子所記之書及和漢之紀事察其得失旁遊□□之藝 郎君使人問之賜腥及茶果及卒復賜賻今主以為榮請而献遺物夫人眞正而 享年六十七是月十三日葬于舊邑龍門山石雲寺有元君墓側初疾革也菊重 巧爾後公野母夫人及公子菊次郎君屡臨献物受賜九年一月七日病卒於堂 邑宮城郡若竹村而移居焉二年各藩奉還封土為郡縣三年九月舊藩主樂山 氏次女夭升元君娶小梁川氏生男曰敬元君侍姫堀氏生二男三女安政五年 ている。墓碑銘は「夫人諱廣子稱阿世喜松前氏廣文女母瀬上氏文化六 誘 有母儀器識過於男子有元君卒也内愛護幼冲而善敬之外與聞家政省費平 公移東京也夫人献盡奉送賜茶果既而更自東京賜茶籠及磁器一什倶極精 室長子徳元君嗣而夭次子外元君代立三子教敬君出紹片平氏長女適大町 年正月生于仙臺府邸文政七年六月歸我舊松山邑主茂庭君有元生三男二 正 五月升元君卒敬元君立寔為今主明治紀元本藩削封今主因築室於其湯沐 女茂庭君世為仙臺公族天保二年七月有元君卒夫人剃髮號真珠院退居別 歯に 家道以立 「真珠院殿徳巖圓明大姉」の法名を刻み、 外侮何受 其器其識 遭遇災患 不愧齊后 不更其守 裏面に墓碑銘を表し 齋藤驥謹撰併書」 多少孤弱 撫愛善

山に生まれ、天保二(一八三一)年に八歳で家督を継いだが、天保六ている。九代徳元は八代有元の長子として文政七(一八二四)年に松九代徳元の墓石は、墓所中央に十代升元の墓石と並置して造立され

(一八三五) 年に十二歳で没した。

九代徳元の墓石11は総高一三六四(四尺五寸)の大きさであり、正面に「蒼龍院殿瓊外全玖大居士」の法名を刻み、裏面に墓碑銘を表している。墓碑銘は「公諱徳元姓藤原氏茂庭稱小源太雄外公之嫡長子也ている。墓碑銘は「公諱徳元姓藤原氏茂庭稱小源太雄外公之嫡長子也を真珠夫人松前氏之女也世録一万三千石恭惟公幼頴悟淳朴慎謹也好讀書史愛隣衆不喜謂人之過失矣公甫八歳□雄外公薨公即位當此時以公幼と室使監史監郷向二歳而及政平監史反公事真珠夫人夙夜不樂□逆以孝公室使監史監郷向二歳而及政平監史反公事真珠夫人夙夜不樂□逆以孝とを使監史監郷向二歳而及政平監史反公事真珠夫人夙夜不樂□逆以孝とを使監史監郷向二歳而及政平監史反公事真珠夫人夙夜不樂□逆以孝とを使監史を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。

年に三十歳で病没している。天皇即位式に藩主の名代賀使として上洛している。安政五(一八五八)兄の病没後に七歳で家督を継いだ。弘化四(一八四七)年には、孝明十代升元は、文政十二(一八二九)年に八代有元の子として生まれ、

> である。 答國恩 與七郎君甫五歳立而爲嗣侍姬堀氏生二男三女皆幼世系詳祖先墓碣不復 鋳礟銃兵革器械亦隨修造焉尤尚文教修學舎月試書生業使儒臣驥日進講 權晨昏不懈且傾心公室奉職甚謹屡献良馬俊鷹及土産受賜傍究文武諸藝 庵君墓越三年夏公一大祖夫人表赴至君廼走府而奉□偶得微悉而歸也疾 去又娶大町氏盛親女未昏前卒継娶小梁川氏盛之女生與七郎君亡何亦法 六日葬于龍門山石雲寺先瑩謚曰義明院顕外全譽君娶伊達氏義盛女有故 經是以人村踵出十餘年間風俗大化恨天不假年不見其大成悲夫是歳六月 又善國風公嘗試馬于淘揚海澨也君陪乗詠歌公覧而賞之君更注意海防大 十君天資孝友有膂力而虚懷容衆未嘗見有憤詞汗色其事 母夫人盡心承 竟篤卒于寝實安政五年五月廿六日也距生文政十二年正月廿六日享年三 月君稱周防大有勲功於邦家也明年八月君往栗原郡文字村祭十二世祖了 贅焉臣謹奉命爲之銘曰 何止滑滴 壽雖歉乎 善修先業 名留竹帛 教育人材 松山文學 維文維武 高橋驥謹撰幷書_

2【茂庭分家墓所】

続した。

が手前側から奥に従って新しく造立されている。ある。墓所は幅四m、長さ十mほどの広さであり、二十基ほどの墓石ある。墓所の立地する尾根続きに墓所を造営したのは、平渡茂庭家で

る。四

墓石13は二段の切石の基礎の上に建てられた板石を使用した墓石であり、本体幅五○㎝、高さ一二○㎝の大きさであり、下部で半折している。正面には「聖龍院風外智麿居士」の法名と、享保一六(一七三一)年の没年を刻んでいる。分家の法名は院・居士の九字法名であり、下部で半折して本家の院殿・大居士の十一字法名とは明確に区分されているが、「○本家の院殿・大居士の十一字法名とは明確に区分されているが、「○本家の院殿・大居士の十一字法名とは明確に区分されているが、「○本家の院殿・大居士の十一字法名とは明確に区分されているが、「○本家の院殿・大居士の中では、「○の部分は共通している。

ている。

七五三)年の没年を刻んでいる。 墓石である。表面には「正法院無外道圓居士」の法名と、寛延二(一墓石である。表面には「正法院無外道圓居士」の法名と、寛延二(一

三)年の没年を刻んでいる。 墓石15は「津変院道外宗機居士」の法名と、宝暦十三(一七六 墓石である。表面は輪郭をもって彫り窪めてはおらず平滑に仕上げて墓石である。表面は輪郭をもって彫り窪めてはおらず平滑に仕上げて

墓石17は二段の基礎石の上に建てられた総高一三二㎝の円頂方形型八一四)年の没年を刻み、側面に茂庭氏藤原元雄の俗名を表している。墓石である。表面には「長壽院禅外徳雄居士」の法名と、文化十一(一墓石16は二段の基礎石の上に建てられた総高一三四㎝の円頂方形型

四(一八一七)年の没年と「正法院無外道圓居士」の法名を表してい墓石である。表面には「茂庭右膳藤原元長墓」と刻み、側面に文化一

文政二(一八一九)年の没年と藤原元良の俗名、行年四十三歳と表し墓石である。表面には「清涼院光外行眞居士」の法名を刻み、側面に墓石18は二段の基礎石の上に建てられた総高一三○㎝の円頂方形型

を刻み、側面に安政三(一八五六)年の没年を表している。は一一〇㎝である。表面は平滑であり「大盛院晋外智秀居士」の法名墓石19は一段の基礎の上に建てられた円頂方形型墓石であり、総高

型墓石ないしは円頂方柱型墓石との差異は分明である。 以上が確認できた平渡茂庭家の墓所における墓石の様相であるが、
立ての墓石に俗名が表されてはおらず特定はできないが、3の享保十会での墓石には初代墓石を除き、砂岩質の石材を用いた二段の基礎石の上に建てられた総高四尺三寸程の円頂方形型墓石が採用されており、
本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形した円頂方形本家墓石の総高五~六尺規模の基礎石の上面を丸く造形している。

四まとめ

別の特徴と、連関する規則性もまた確認できるところである。造立された墓石の様相について瞥見したところであるが、ここには個以上仙台藩の一門墓を中心として、これに一族墓の茂庭氏の墓所に

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

保四(一七一九)年に六十一歳で没した。

きさと看取できる。

・
は二段の基礎石の上に造立された円頂方柱型墓石であり、基礎石の上は二段の基礎石の上に造立された円頂方柱型墓石であり、基礎石の上四代綱村の墓は、黄檗宗大年寺の無尽灯廟に造営されている。墓石

石が造立されている。十代斎宗は文政二(一八一九)年に没し、墓所年に没した九代周宗の墓は、経ケ峰の妙雲界廟に大形の円頂方柱型墓年に没した九代周宗の墓は、経ケ峰の妙雲界廟に大形の円頂方柱型墓の墓と同型式・同規模の墓石が造立されており、六代宗村・七代重村・の墓と同型式・同規模の墓石が造立されており、六代宗村・七代重村・

は文政十一(一八二八)年に没して、妙雲界廟に九代周宗墓と同規模は無尽灯廟に四代綱村の墓と同型式の墓石が造立された。十一代斎義

の墓が営まれている。

れが以降の規範となったものと確認できる。以後の四代綱村の墓石には大形の円頂方柱型墓石を造立しており、こ以をの四代綱村の墓石には大形の円頂方柱型墓石を造立しており、こすなわち仙台藩主の墓は、初代から三代に至る霊屋造営を中止した

伊達一門の墓所では、宗家と同じく霊屋建築から墓石造立に転遷したところも多い。一門二席の亘理伊達家墓所では、正保三(一七二二)変から入婿した五代実氏は享保二(一七一七)年に没して岩出山伊達家から入婿した五代実氏は享保二(一七一七)年に没して岩出山伊達なれており、初代成実立に、宗家と同じく霊屋建築から墓石造立に転遷してにも霊屋を建立している。

が霊屋を建築した後に、尖頂方形型墓石を継続造立している。
二)年に没年した五代宗元、享保三(一七一八)年に没した六代村元代宗重、元禄八(一六九五)年に没した四代村重室、正徳二(一七一一門四席の涌谷伊達家墓所では寛文十一(一六七一)年に没した四

代宗房の墓として霊屋が建立され明治初年まで遺存していた。二代村一門七席の宮床伊達氏墓所では、貞享三(一六八六)年に没した初代宗倫の墓として霊屋が建立され、現存して指定物件となっている。一門五席の登米伊達家墓所では、寛文十(一六七○)年に没した四

没して笠付方形型墓石が造立されている。 房は宗家五代を襲い、三代は弟の村興が継ぎ明和三(一七六六)年に

されている。

され、明治初年まで遺存していた。三代以降は墓石が継続して造立立され、明治初年まで遺存していた。三代以降は墓石が継続して造立代宗泰、延宝元(一六七八)年に没した二代宗敏の墓として霊屋が建一門八席の岩出山伊達家では、寛永十五(一六三九)年に没した初

いる。享保十六(一七三一)年に没した三代姓元夫人以降は、円頂方屋が、三代姓元の三回忌である宝永五(一七〇八)年頃に建立されてさらに一族の茂庭家墓所では、初代、二代、三代の墓所としての霊

できる。 〔2〕

形型の墓石を造立している

点を確認できる。 立で墓所形成を開始しており、享保期以降に墓石造立に変遷しているすなわち、仙台藩伊達家一門にあっては、ほぼ宗家と同じく御霊屋建けて基本的には木像を安置しており、統一した様相として把握される。また伊達宗家および一門の霊屋においては、いずれも内部に壇を設また伊達宗家および一門の霊屋においては、いずれも内部に壇を設

屋は、青森県弘前市の長勝寺と革秀寺境内に所在している。津軽家墓所と、出羽新庄の戸沢家墓所が著名である。津軽家墓所の霊東北地方における大名家墓所における御霊屋の存在は、陸奥弘前の

れたものである。二代信枚は寛永八(一六三一)年、二代信枚室は寛没した津軽家初代為信室の霊屋は、寛文十二(一六七二)年に再建さ長勝寺には五棟の霊屋が現存しており、寛永五七(一六二八)年に

に霊屋が建立されており、代をあけて宝暦三(一七五三)年に没した永十五(一六三八)年、三代信義は明暦二(一六五六)年に没した後

六代信著の霊屋が建立されている。

慶長十二(一六〇七)年に没した初代為信の霊屋が建

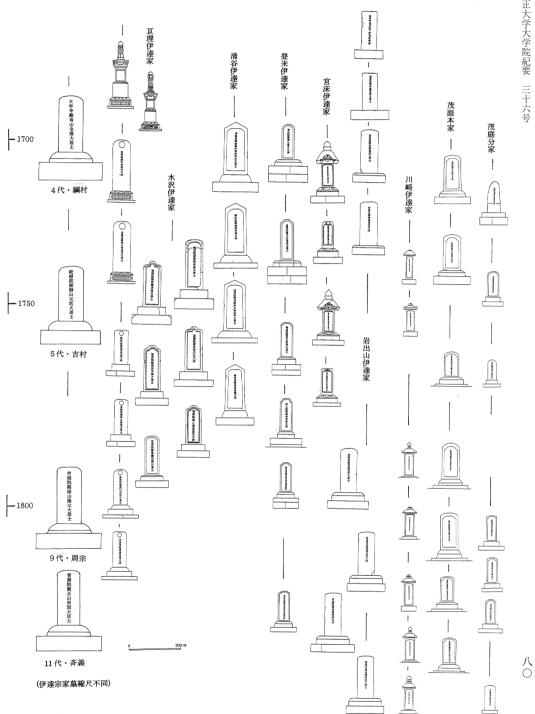
革秀寺には、

四代以降は、六代を除き報恩寺に大形五輪塔が造立されたものと確認室、二代信枚、二代信枚室、三代信義と続いて霊屋が建立されており、立されている。すなわち津軽家墓所においては、初代為信、初代為信

戸沢家墓所は、瑞雲院に六棟、桂嶽寺に一棟の霊屋が遺存している。戸沢家墓所は、瑞雲院には棟では、安永九(一七八○)年に没した六代正産の霊屋、天四代正勝の霊屋、安永九(一七八○)年に没した六代正産の霊屋、天工四代正勝の霊屋、安永九(一七八○)年に没した六代正産の霊屋、元文五(一七四一)年に没した三代正庸の霊屋が遺存している。戸沢家墓所は、瑞雲院に六棟、桂嶽寺に一棟の霊屋が遺存している。

面別に建立されなかった明和二(一七六五)年に没した五代正諶は 三代の霊屋に合祀されており、天保十四(一八四三)年に没した 工代正誠の霊屋は単独で桂嶽寺に建立されている。以上の戸沢家墓所 二代正誠の霊屋は単独で桂嶽寺に建立されている。以上の戸沢家墓所 では、歴代当主夫妻のために霊屋建立を継続しており、津軽家霊屋建 立の様相とは異なっている。

徳川将軍家においては、八代将軍吉宗が享保五(一七二〇)年に御



第20図 仙台藩 墓石編年

ての政策であり倹約を旨としたものであった。 「当事綱吉の常憲院霊廟に合祀された。これは享保の改革の一環とし とは増上寺ないしは寛永寺の既存の霊廟に合祀されており、吉宗は五 の政策の出し、以降大規模な霊廟は建築されず、以降の将軍

受けた結果とも考えられよう。津軽家霊屋も様相は類似している。これらは、ある程度幕府の動向を津軽家霊屋も様相は類似している。これらは、ある程度幕府の動向を伊達一門墓においては享保年間をもって御霊屋建築は終焉しており、

上面を丸く形成する特徴を明示している。 尺規模の円頂方形型墓石であるが、基礎石二段のうち上部の基礎石の 享保四(一七一九)年に没した四代藩主伊達綱村の墓石は総高一丈三 享保四(一七一九)年に没した四代藩主伊達綱村の墓石は総高一丈三 は一門および一族墓に影響を与えている点を確認できる。 は台藩主墓が墓石造立に変遷した享保期以降、円頂方形型墓石とい

面の丸い形成の二点を要素として一門墓との比較を確認しておきたい。ここでは、藩主墓石に確認できる、①・円頂の様相、②・基礎石上

当主夫妻墓に宝篋印塔を採用しており、享保十一(一七二六)年に没**亘理伊達家墓所**では早くに石塔造立に変遷しており、二代~四代の

る。すなわち二変の後の型式一致例である。 上面の丸い形成が採用されて藩主墓石型式に近似するものとなってい に受け継がれ、八代村純墓では上部平坦な二段の基礎石に代わってい る。享和三(一八〇三)年に没した十代村氏の墓石に至って、基礎石 る。すなわち二変の後の型式一致例である。

水沢伊達家墓所では、上部の平坦な二段の基礎石を伴う円頂部の中水沢伊達家墓所では、上部の平坦な二段の基礎石を伴う円頂部の中

頂舟形墓標との関連も想起させる資料である。郊で元和期に創出され広く十七世紀代に周辺地域に拡散・定着した尖突起であり、さらには本体下部には蓮華文を陽出させており、江戸近この墓石は、墓石上部を半円形に大きく抉った結果としての上部一

て変容している。

大形型墓石が採用され、上部の突起は低くなり下半の蓮華文は消失し用されているが、続く六代村利、七代村儀の墓石には再び一突起円頂用されているが、続く六代村利、七代村儀の墓石には再び一突起円頂

基礎石の上部を丸く形成しており、先行の墓石とは異なっている。すが採用され、以降の基準となっている。特にこの八代墓石は、二段の天明七(一七八七)年に没した八代村善の墓石には円頂方形型墓式

なわち中途に異型式墓石を介在させる、二変の後の型式一致例である。 **涌谷伊達家墓所**では霊屋建立の後をうけ、享保八(一七二三)年に

の基礎石の上面は丸く形成され、以後に引き継がれている。すなわち 享保二十一(一七三六)年に二十二歳で没した八代村盛の墓石は二段 涌谷伊達家の墓所では、一変した後の基礎石上面要素の一致例である。 ている。この墓石は上部の平坦な二段の基礎石を伴っており、 三十七歳で没した七代村定以降に大形の尖頂方形型墓石を継続造立し 次期の

子女墓にも共通して採用されており、特有の墓石型式としての定着と 起円頂方形型墓石である点である。現状では当主墓石、当主室墓石、 した七代村倫の墓石を含めて、通常墓石の全てが頂部の突出する一突 した七代伊達村永室の墓石を最古として、寛保二(一七四二) 年に没

れない。

登米伊達家墓所で確認できたところは、享保七(一七二二)年に没

なわち基礎石上面要素のみの一致例である。 この上に本体を造立しており、 この墓所の墓石においては、多くが二段の基壇の上に基礎石を置き、 基礎石の上面は丸く形成している。す

確認できる

ŋ 津和野亀井家墓所に特徴的な存在として確認できる当主夫人墓石とし 確認できる。 であるが、 類例は仙台藩一門の墓所では水沢伊達家の墓所に確認できるところ 西日本では中国各地の墓地に少数例が確認できる。大名墓所では 近世墓石の中では主体をなすものではないが各地に造立が 東北地方にあっては郡山・善導寺墓地に数例所在してお

> 内墓所中にも、 できる。また山口県下関市の長府藩主毛利家墓所の所在する功山寺境 ての頂部が三突起する墓石のうちに中央の一突起が目立つ造作も確認 僅少例を確認できる。

基礎石は前代と同様相を保持している。宗家墓石との類似性は認めら 家を継いで五代吉村となり、三代は弟の村興が継いで明和三(一七六 六代以降の墓石には頂部の平坦な平頂方柱型墓石が採用されているが 六)年に没して笠付方柱型墓石が造立されている。この墓石には上部 に反花座を造作した基礎石を伴っており、四代、五代に継続している。 宮床伊達家墓所では、 霊屋を建立した初代宗房の後の二代村房は宗

墓石として円頂方形型墓石が造立されており、 意識したものとなっている。 している。 岩出山伊達家墓所では、享保五(一七二〇)年に没した三代敏親の 一段の基礎石の上面は丸く形成しており、 以降歴代の墓石を規定 藩主墓石型式を

禄を反映したものとなっており、 の形状に差異を確認できるものの、基本は小形墓石の造立に終始し家 石として小形の笠付方柱型墓石が造立され、以降に継続している。 川崎伊達家墓所では、 延享元(一七四四) 藩主墓石との関連は認めがたい。 年に没した二代村詮の墓 笠

た岩出山伊達家、 頂方形型墓石を基準とすれば、 以上、伊達一門の墓所における墓石の様相は、 ②・当初に円頂要素を採り入れ、後半代に円頂方形 ①・当初より円頂方形型墓石を受容し 藩主墓石としての円

とができる 半代に円頂方形型墓石を造立した水沢伊達家、④・当初より基礎石上 型墓石を造立した亘理伊達家、③・中途で円頂の要素を採り入れ、後 面の丸い形成のみを採り入れた涌谷伊達家と登米伊達家に区分するこ

伊達家の墓石の様相とも総括できる。 登米伊達家、 沢伊達家、 また①・円頂方形型墓石を造立した岩出山伊達家、 ②・円頂方形型墓石の一部要素を採り入れた涌谷伊達家、 ③・円頂方形型墓石を造立しなかった宮床伊達家、 亘理伊達家、 川崎 水

には機能しなかったものと判断される。 すなわち、 伊達一門の墓石に限れば、墓石造立規制はそれほど厳格

墓石を造立しており、歴代継続造立している、茂庭家は一族といえど 的である。 も万石以上を知行した執政職に就任した有力家臣であり、墓碑銘には 「仙臺之公族也」と明記しており特別な存在と認識されよう。 方、一族の家格としての茂庭家墓所における墓石の様相は、 墓石造立の当初より藩主墓石と同型式の円頂方形 (柱) 特徴 型

家格を反映したものとなっている。調査不十分ではあるが、多くの少 を除いて平坦な基礎石を伴う小形の円頂方形型墓石を造立しており、 禄の家臣墓の一つの墓石の様相として認識できるものかもしれない。 茂庭家の墓石の様相の差異は明確である。平渡茂庭家の墓石は、初代 茂庭本家と、分家の千三百餘石を知行し太刀上の家格であった平渡 方仙台藩有力家臣墓中には、藩主家に採用された円頂方形型墓石



せて建立された瑞

家墓所設置に合わ 仙台経ケ峰の藩主 認できる。一例は 採用した事例も確 以外の墓石型式を

ŋ 所中に造営された 鳳寺に隣接する墓 いられている。 の扁平自然石が用 された墓石であ 佐佐家墓所に造立 佐佐家は伊具郡 高さ五尺規模

五五)年に三十八歳で没した六代伊賀康定、明和元(一七六四)年に 享保十五(一七三〇)年に四十三歳で没した五代義元、宝暦五(一七 とし、享保十二(一七二七)年に四十四歳で没した四代又左衛門定條、 ところは、寛文五(一六六五)年に没した二代織部元定の墓石を最古 然石の表面を平滑に形成した墓石が良好に遺存している。確認できた 知行した着座の家格であり、墓所は再整理されているものの、 扁平自

丸森で三千餘石を

点が確認される。 「京が確認される。 「京が確認される。 「京が確認される。 「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京がでは、「京ができます。」 「京がでいる。」 「でいる。」 「でいる。

点を、以後の研究の基礎としたい。
異をもって造立された家臣墓石の実態は不明な部分が多いところでは異をもって造立された家臣墓石の実態は不明な部分が多いところでは

謝意を表する次第です。 さんには、水沢伊達氏墓所の報告書の入手に御世話になった。記してさんには、水沢伊達氏墓所の報告書の入手に御世話になった。記してなお本稿を草するにあたって、岩手県奥州市教育委員会の高橋千晶

註

- (1) 立正大学考古学会『近世大名家墓所調査の現状と課題』平成二十二年
- (2) 関根達人編『松前の墓石から見た近世日本』平成二十四年
- 第三十五号 令和元年 第三十五号 令和元年 原東藩池田家家老墓の様相」『立正大学文学部研究紀要』
- 斎藤鋭雄「仙台藩家臣団の成立と編成」『宮城の研究』第三巻(4)『仙台藩家臣録』第一巻 歴史図書社 昭和五十五年

昭和

五十八年

高橋富雄『陸奥伊達一族』吉川弘文館 平成三十年渡辺信夫「家臣の配置」『仙台市史』(通史編・3) 平成十三年

昭和五十四年伊東信雄編『瑞鳳殿~伊達政宗の墓とその遺品』瑞鳳殿再建期成会

5

団法人瑞鳳殿 昭和六十年 伊東信雄編『感仙殿伊達政忠宗・善応殿伊達綱宗の墓とその遺品』

財

- (6) 亘理町史編纂委員会『亘理町史』通史編·上巻 昭和五十年

7

8

- 涌谷町史編纂委員会『涌谷町史』 通史編・上巻 昭和四十年
- (9)大和町史編纂委員会『大和町史』通史編・下巻 昭和五十年
- (10) 岩出山町史編さん委員会『岩出山町史』上巻 平十
- (11) 松山町史編さん委員会『松山町史』昭和五十五年
- (12) 弘前大学人文学部文化財論文研究室『弘前市革秀寺·長勝寺、津軽家
- (13) 大友儀助「史跡・新庄藩戸沢家墓所」『近世大名家墓所調査の現状と
- (1)村上訒一『霊廟建築』(日本の美術10二九五)至文堂 平成二年
- 第十八号 平成二十八年池上 悟「津和野藩主亀井家墓所における墓標の様相」『考古学論究』池上 悟「津和野藩主亀井家墓所における墓標の様相」『考古学論究』(15)津和野町教育委員会『津和野藩主亀井家墓所』 平成二十三年
- (16)柴田町史編さん委員会『柴田町史』(通史篇一)平成元年